

東京工業大学における GPT 制度に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、東京工業大学（以下「本学」という。）において、東京工業大学早期卒業に関する規程（平成23年規程第17号）第3条第1号に規定する早期卒業希望者の要件及び東京工業大学大学院学則第11条第9号及び第10号の取扱いについて（平成16年4月1日学長裁定）第2項第1号に規定する要件の基準として用いるグレード・ポイント・トータル制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 グレード・ポイント（以下「GP」という。） 履修申告科目の成績に基づき算出される0又は0.5から4.5までの数値をいう。
- 二 グレード・ポイント・トータル（以下「GPT」という。） 履修申告科目のGPと単位数の積の総和を特定の値で除して算出されるものをいう。

(対象学生)

第3条 GPT制度を適用する対象学生は、本学の学士課程に在学する全ての学生とする。

(対象授業科目)

第4条 GPT制度の対象とする授業科目（以下「対象授業科目」という。）は、卒業の要件となる全ての授業科目とする。ただし、東京工業大学学修規程（平成16年規程第10号。以下「学修規程」という。）第13条の2から第15条までの規定により単位を認定された授業科目は、対象としない。

(GPの算出方法)

第5条 対象授業科目のGPは、次の計算式により算出するものとする。ただし、学修の評価が59点以下の授業科目については「0」とし、学修規程第12条第2項ただし書の規定により「合格」又は「不合格」をもって学修の評価が行われた授業科目については、「合格」の場合は「2.5」、不合格の場合は「0」とする。

$$GP = \frac{(\text{学修の評価} - 55)}{10}$$

(GPTの算出方法)

第6条 GPTは、次の計算式により算出するものとし、その数値に小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

$$GPT = \frac{(\text{在学期間に履修申告した対象授業科目のGP} \times \text{単位数}) \text{の総和}}{110}$$

(GPTの教務Webシステムへの記載)

第7条 GPTは、教務Webシステムに記載するものとする。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。ただし、本学の理学部、工学部及び生命理工学部に在学する者については、適用しない。

附 則（平28.7.26）

この要項は、平成28年7月26日から施行し、改正後の東京工業大学におけるGPT制度に関する要項の規定は、平成28年4月1日から適用する。